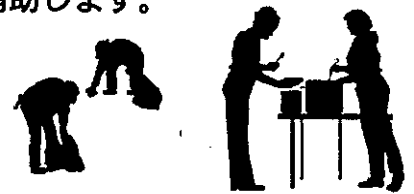


# 地域活動に必要な設備 の整備を支援します！

## コミュニティ活動設備整備補助制度

地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げ、コミュニティの健全な発展を図るため、地域活動に必要な高額設備（備品）の整備について費用の一部を補助します。



### ■制度の概要

#### ○対象団体

・自治会・町内会、地域コミュニティ協議会などのコミュニティ組織

※趣味や芸術等に限定した団体や単一の事業・活動に特化した団体は対象となりません。

#### ○対象経費

・20万円以上の設備の整備（高額備品の購入など）に係る経費

※宗教に関係する備品は補助対象となりません。

#### ○補助率と補助額

・対象経費（20万円以上）の「2分の1」

※千円未満の端数切捨て

・補助額 = 10万円～30万円（上限）

### ☆補助対象となる設備（備品）の例

- ・地域のおまつり用具…………… 太鼓、みこし、神楽用獅子頭、屋台用機材など
- ・運動会、体育祭用具…………… テント、音響アンプ、スピーカー、ワイヤレスマイクセット、発電機、スポーツ用具など
- ・自治会集会所の備品…………… エアコン、座卓、遊具など
- ・地域の美化・清掃用具…………… 簡易物置、除草用刈払機、側溝蓋揚げ機など
- ・広報、情報発信用具…………… 掲示板、パソコン、大判プリンターなど
- ・避難訓練、防災活動用具… 携帯用無線機、可搬式動力ポンプ、担架など

※詳しくは各区役所地域課へお問合せください。

「除雪機」は、平成25年度に新しい補助制度ができたため、この事業では対象外となります。



## ■申請～補助金交付の流れ

申請書類は下記「問合せ先」で配布するほか、市のホームページからダウンロードできます。

### (1) 申請書類の作成

#### ① 補助金交付申請書

・申請は1団体あたり当該年度につき1回に限ります。

#### ② 収支予算書

#### ③ 設備の整備に係る見積書（写しで可）

・備品の見積依頼や購入は、市内の業者に行うよう努めてください。

#### ④ その他市長が必要と認める書類

・自治会・町内会、地域コミュニティ協議会以外の団体については、団体に関する調書等の提出をお願いする場合があります。

・備品の内容によっては、追加で書類の提出をお願いすることがあります。

### (2) 申請書類の提出

・申請期間：平成28年4月1日（金）～5月31日（火）

### (3) 審査方法

#### ① 申請書類の審査

・審査は、申請書類をもとに団体の適性、設備の必要性・効果、設備を使用する活動（行事等）の必要性などの観点から行います。

・書類審査のため、団体として説明しておきたい事柄があれば、書類に必ず記載等をお願いします。

#### ② 補助団体の選定

・審査結果にもとづき、予算の範囲内で補助団体を選定します。

・申請があっても、必ず補助団体として選定するわけではありませんので、ご注意ください。

#### ③ 補助金交付決定通知書の送付（6月下旬）

・補助事業として選定した団体に「補助金交付決定通知書」を送付します。

### (4) 事業の実施、実績報告

#### ① 事業の実施

・交付決定通知の後に、事業を実施してください。

・交付決定前に整備したものについては、補助対象となりません。

#### ② 実績報告書の提出

・事業の実施後、すみやかに実績報告書と領収書などの添付書類を提出してください。

#### ③ 補助金の交付

・報告書の内容を審査し、事業内容が適切であると認められた場合は、「補助金確定通知書」によりお知らせし、補助金を交付します。

#### 【申請・問合せ先】

南区役所 地域課 地域振興担当

電話：025-372-6615

FAX：025-373-2385

電子メール：chiiki.s@city.niigata.lg.jp